

鳥取県児童福祉審議会について

令和6年11月8日
子ども家庭部子育て王国課

1 児童福祉審議会とは

児童福祉審議会とは、子どもや妊産婦等に関する事項を調査審議するために都道府県等に設置されるもので、知事の諮問に対して答申を行い、関係行政機関等への意見を具申することにより、県民の福祉向上に寄与することを目的として設置される県の附属機関。

2 児童福祉審議会を新設した目的

シン・子育て王国とっとりとして、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議、社会的養護施策の個別事案等で求められる専門的な対応方針に関する諮問への対応、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案に対する専門的な検証等を一元的に行うため、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制を構築する。

3 児童福祉審議会の概要（設置時期：令和6年10月23日設置）

(1) 児童福祉審議会の体制

児童福祉審議会

所掌事務：子ども施策全般（子育て支援、社会的養護、ひとり親施策、母子保健施策 等）

※審議会の下に、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案や子どもへの権利侵害事案等に対する専門的な検証や、要保護児童の審査等を行うための「支援検証部会」を設置する。

(2) 児童福祉審議会委員構成（委員数13名以内、任期2年）

	分野	氏名
1	地域福祉	加藤 邦雄（八頭町民生児童委員協議会）
2	児童福祉（子育て支援）	滝波 真美（一般社団法人スペースソラ理事）
3	児童福祉（社会的養護、里親）	福壽 みどり（鳥取県里親会）
4	児童福祉（社会的養護）	水野 壮一（鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長）
5	児童福祉（保育）	森田 明美（鳥取県子ども家庭育み協会理事）
6	ひとり親等	井田 智子（鳥取県母子父子寡婦福祉連合会理事長）
7	母子保健	平井 淳子（鳥取大学附属病院総合周産期母子医療センター、鳥取県助産師会理事）
8	学識経験者	塩野谷 斉（鳥取大学地域学部地域学科人間形成教授）
9	青少年・文化団体	中島 諒人（特定非営利活動法人鳥の劇場芸術監督）
10	こどもの権利	岡 武司（特定非営利活動法人こども・らぼ b&g 鳥取拠点マネージャー）
11	障がい児	垣内 充（特定非営利活動法人たんぽぽ副理事長）
12	市町村	小野澤裕子（鳥取市健康こども部こども家庭局長）
13	一般公募	任命手続き中

※審議等の内容により、必要に応じて、臨時委員を選任する。

(3) 調査審議事項

- ① 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- ③ 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ④ 児童福祉法第27条第6項の規定による諮問に関し、審議すること。
- ⑤ 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑥ 児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑦ 児童福祉法第46条第4項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑧ 児童福祉法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑨ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑩ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- ⑪ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による報告を受けること。
- ⑫ 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
- ⑬ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑭ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- ⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

※支援検証部会で審議する事項は、下線の④、⑩、⑫の3項目

※支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事の内容に応じて委員長が指名する。

<具体的な調査審議事項（例）>

- ・児童、妊産婦及びひとり親家庭の福祉並びに母子保健に関する事項
- ・保育所の設置認可に関する事項
- ・里親の認定の審査に関する事項
- ・要保護児童の措置の審査に関する事項（児童相談所が関与する児童の支援方針等に関する事）
- ・児童虐待の分析、調査研究及び検証に関する事項
- ・児童福祉施設等における子どもの重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証 など

4 その他

- ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）内で検証を行ってきた「平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証」及び「令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会」については、児童福祉専門分科会から引継ぎ、同じ検証委員で引き続き、児童福祉審議会において審議を継続する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県児童審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

(調査審議する事項)

第3条 審議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- (3) 児童福祉法第18条の20の2第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法第27条第6項の規定による諮問に関し、審議すること。
- (5) 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (6) 児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- (7) 児童福祉法第46条第4項の規定による意見に関し、審議すること。
- (8) 児童福祉法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- (10) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- (11) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による報告を受けること。
- (12) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(支援検証部会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、支援検証部会を置く。

- (1) 第3条第4号の業務
 - (2) 第3条第10号の業務
 - (3) 第3条第12号の業務
- 2 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。
 - 3 支援検証部会に部会長を置き、その支援検証部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、その支援検証部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 前条第4項の規定は、支援検証部会の運営について準用する。

(支援検証部会の召集等)

第8条 支援検証部会は、委員長が必要と認めるとき、招集する。

- 2 支援検証部会は、部会長が議長となる。
- 3 支援検証部会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 支援検証部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支援検証部会の決議等)

第9条 審議会は、支援検証部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、鳥取県子ども家庭部において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

支援検証部会に属すべき委員の指名について

令和6年11月8日
子ども家庭部子ども発達支援課

平成30年12月に発生した鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案に係る検証を行うための支援検証部会（以下、「支援検証部会」という）の委員について、鳥取県児童福祉審議会運営要綱に基づき、以下の臨時委員8名を指名します。

なお、当該支援検証部会は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に設置して実施していた児童支援部会を児童福祉審議会に引き継ぐものであり、継続的な検証を行うため、引き続き同じ方を検証委員に指名することとします。

（参考）

鳥取県児童福祉審議会運営要綱
（支援検証部会）

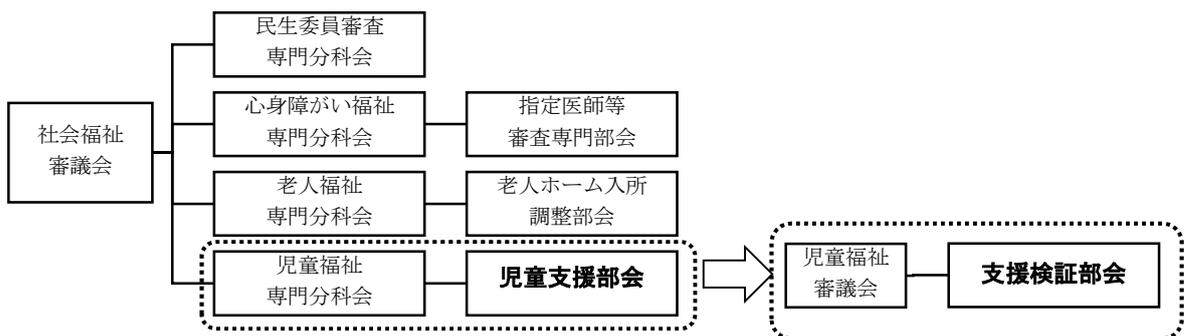
第7条 2 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。

◆支援検証部会に指名する臨時委員

氏名	所属団体等
田村 和宏	立命館大学産業社会学部教授
小野澤 裕子	鳥取市健康こども部こども家庭局長兼こども未来課長
加藤 由利	母子生活支援施設のぞみ副施設長
菅田 理一	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授
前垣 義弘	鳥取大学医学部脳神経小児科学分野教授
水野 壮一	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長
森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会理事
渡邊 大智	川中・野口法律事務所弁護士

（参考）支援検証部会、二次検証委員会の位置づけ
<社会福祉審議会>

<児童福祉審議会>



令和3年8月に発生した児童養護施設での児童自死事案に関する 二次検証委員会規程の制定について

令和6年11月8日
子ども家庭部家庭支援課

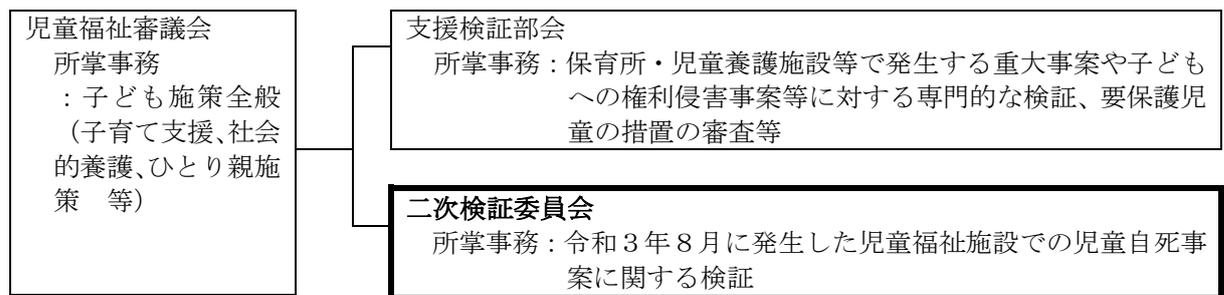
令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証を実施するための検証委員会（以下、「二次検証委員会」という）を鳥取県児童福祉審議会の中に設置するため、鳥取県児童福祉審議会運営要綱第11条の規定により、二次検証委員会規程を別添のとおり定めることとする。

（参考）鳥取県児童福祉審議会運営要綱
（雑則）

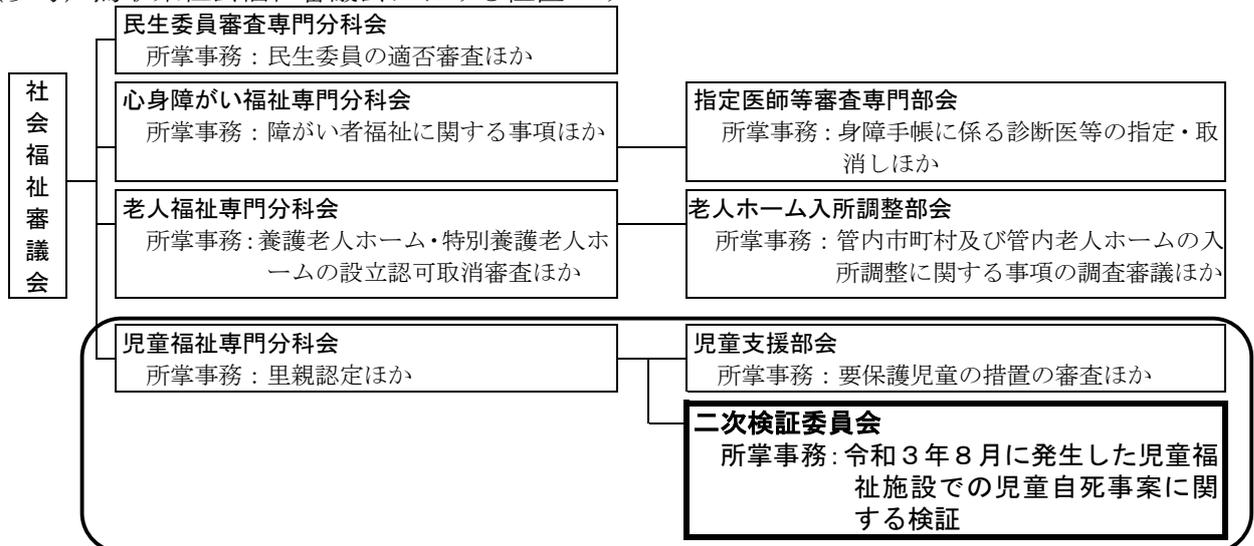
第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

＜鳥取県児童福祉審議会における二次検証委員会の位置づけ＞

鳥取県社会福祉審議会の指示により、児童支援部会とは別の特別な部会として令和6年7月18日に設置した二次検証委員会を鳥取県児童福祉審議会に引き継ぐものであるため、児童福祉審議会においても支援検証部会とは別に設置するものとする。



（参考）鳥取県社会福祉審議会における位置づけ



令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県児童福祉審議会設置要綱第11条の規定により、児童福祉審議会（以下「審議会」という。）内に設置する、令和3年8月に児童養護施設で発生した児童の自死事案（以下「児童の自死事案」という。）について新たな視点で検証を行う委員会（以下「二次検証委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(二次検証委員会の設置等)

第2条 二次検証委員会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会に属する委員及び当該事案に関し任命された臨時委員（以下「委員等」という。）のうちから、審議会の委員長が指名する。

- 2 二次検証委員会に座長を置き、その二次検証委員会に属する委員等の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、その二次検証委員会の事務を掌理する。

(副座長)

第3条 二次検証委員会に、座長の指名により副座長を置く。

- 2 座長に事故があるときは、副座長がその職務を行う。

(二次検証委員会の分掌事務)

第4条 二次検証委員会は、令和4年4月に調査検証のとりまとめを行った児童の自死事案について新たな視点で検証を行う。

(二次検証委員会の招集等)

第5条 二次検証委員会は、審議会の委員長が必要と認めたとき、招集する。

- 2 二次検証委員会は、座長が議長となる。
- 3 二次検証委員会は、その属する委員等の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、二次検証委員会の運営その他必要な事項は審議会の委員長が別途定める。

附 則

この規程は、令和6年11月8日から施行する。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員の指名について

令和6年11月8日
子ども家庭部家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証を実施するための検証委員会（以下、「二次検証委員会」という）の委員について、二次検証委員会規程に基づき、以下の臨時委員5名を指名します。

なお、当該二次検証委員会は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に設置して実施していたものを児童福祉審議会に引き継ぐものであり、継続的な検証を行うため、引き続き同じ方を検証委員に指名することとします。

(参考)

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会規程
(二次検証委員会の設置等)

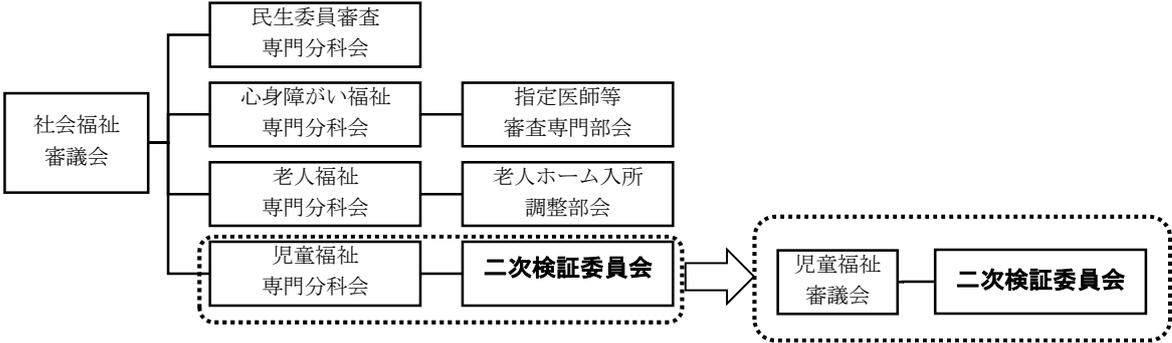
第2条 二次検証委員会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会に属する委員及び当該事案に関し任命された臨時委員（以下「委員等」という。）のうちから、委員長が指名する。

◆二次検証委員に指名する臨時委員

氏 名	所属等
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士
岩田 正明	鳥取大学医学部附属病院 精神科科長
長石 純一	鳥取市立病院 診療局長
藤原 正範	日本司法福祉学会 会長
河村 祐子	湯梨浜町民ミュージカル 代表者

(参考) 支援検証部会、二次検証委員会の位置づけ
<社会福祉審議会>

<児童福祉審議会>



- 平成22年の「子育て王国とっとり」建国以来進めてきた様々な施策を拡充し、「シン・子育て王国とっとり」を実現するための5年間（令和6～10年度）の計画「シン・子育て王国とっとり計画」を令和6年3月に策定しました。
- 本計画は、こども基本法に基づく県のこども計画として、既存の子ども関連3計画（子育て王国とっとり推進指針、とっとり若者自立応援プラン、鳥取県子どもの貧困対策推進計画）を包括的に見直し一体のものとして、子ども・若者・子育て中の方など当事者の意見を反映して策定したものです。
- 計画策定後も当事者の意見を聴きながら、計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、子育て王国とっとり会議で審議し、鳥取県児童福祉審議会、鳥取県青少年問題協議会のご意見も伺いながら毎年度見直しを行っていくこととしています。

計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 本県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を「シン・子育て王国とっとり」として実現していく。

2 基本的方針

- 子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなかに据えた施策を展開
- 良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提とした施策の推進
- 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進
- 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 推進体制

- 県、市町村等の責務、役割の明確化と各者が連携した施策の推進
- 施策推進に係る審議会
- 数値目標と指標の進行管理と毎年度の計画の点検・見直し

4 主な取組の方向性

(1) 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

- 相談体制の充実 ⇒いつでも気軽に相談できる LINE 相談窓口の設置検討
- 切れ目のない保健・医療の確保 ⇒プレコンセプションケアの普及啓発
- 不妊治療等への助成 ⇒経済的負担の更なる軽減、保険適用の範囲の拡充を国に働きかけ
- 産後ケアの充実 ⇒利用料の無償化継続、産後ケア施設と助産師の確保
- 保育士不足の解消 ⇒潜在保育士の復職支援、地域限定保育士制度の活用
- 学童期からの命、健康、性、妊娠等に関する知識の普及 ⇒年齢に応じた啓発冊子・学習教材の作成・活用、助産師等による相談支援（電話・メール・LINE 相談）
- 小児医療体制の負担軽減 ⇒とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）の拡充
- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 ⇒県独自の少人数学級の段階的拡充
- 子どもの居場所づくり ⇒地域の資源や人材を活用した居場所づくりの支援
- 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実 ⇒県立まなびの森学園開校（R6.4）、学校の出席扱いとなるフリースクールの拡充
- 若者の自立に向けた支援 ⇒支援機関のネットワークで制度のはざままで支援が及んでいない若者を取り残さない支援体制を構築
- 結婚を望む方への出会いから結婚までを応援 ⇒えんトリーを中心とした出会いの機会創

出拡大、民間マッチングアプリと連携した出会いイベント、メタバース空間の活用
○若年期からのライフデザイン ⇒中・高校生、大学生に向けたライフプランセミナー

(2) 子育て当事者への支援

- 医療費負担軽減 ⇒小児医療費完全無償化 (R6.4)
- 保育料の無償化 ⇒市町村・保育現場の意見を踏まえながら更なる保育料の軽減策を検討
- その他経済的負担の軽減等 ⇒子育て支援等に取り組む市町村への財政的支援の継続及びその拡充の検討
- 地域における子育て支援 ⇒「シン・子育て王国とっとり運動」の推進
- 子育て当事者への情報の提供 ⇒子育て王国アプリのプッシュ通知機能改修
- 職業生活と家庭生活の両立 ⇒男性従業員の育休取得促進に取り組む企業に奨励金、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運醸成
- ひとり親家庭への支援 ⇒生活支援・就業支援・経済的支援の充実

(3) 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

- ヤングケアラーに対する支援 ⇒実態把握や関係者との協議を進め、身近な相談窓口である市町村などと支援体制の充実を図る。
- ひきこもりに関する支援 ⇒官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備、ひきこもりに対する正しい県民理解の推進
- 性的マイノリティの子ども・若者への支援 ⇒とっとり安心ファミリーシップ制度の定着
- 子どもの貧困対策 ⇒福祉との連携による教育支援、妊娠から子育てまでのワンストップ支援の充実、非正規就労者への伴走的支援、支援が必要な子どもに支援が届く体制構築
- きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援 ⇒中・西部地域への巡回相談、オンライン相談の増
- 医療的ケア児等を支えるための体制強化 ⇒障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成
- 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進 ⇒障がいの特性を早期発見し障害福祉サービス・『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援につなげる、ペアレントメンターの活用、ペアレントトレーニング実施等の保護者支援
- 市町村要保護児童対策の体制強化 ⇒市町村への「こども家庭センター」の整備を促進
- 里親支援の体制強化 ⇒里親支援センターの設置
- 社会的養護経験者等の自立支援の充実 ⇒社会的養護自立支援拠点の整備
- 子ども・若者の自死対策 ⇒多職種の専門家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」の設置検討
- 性犯罪・性暴力への対応 ⇒創設が検討されている日本版 DBS の導入に向けた対応、犯罪被害者支援に特化した組織（総合相談窓口）の新設

主な目標指標

- ・こども家庭センター設置市町村数
- ・産後ケア施設数
- ・年度途中の保育施設の待機児童数
- ・朝食を食べる児童・生徒の割合
- ・放課後児童クラブの待機児童数
- ・子ども食堂の数
- ・県立ハローワークにおける就職決定率
- ・若手社員の職場定着率
- ・えんトリーによる年間カップル成立数
- ・縁ナビ登録者数
- ・子育て応援駐車場設置事業所数
- ・とっとり子育てプレミアムパートナーの登録数
- ・子育て王国とっとりアプリ登録者数
- ・子育て応援パスポート協賛店舗数
- ・イクボス・ファミボス宣言企業数
- ・男性育児休業取得率
- ・生活保護世帯の子どもの高等学校進学率
- ・児童発達支援センターを設置している市町村数
- ・地域住民による見守りサポーターの認定者数
- ・里親支援センターの設置数
- ・社会的養護自立支援拠点数
- ・アドボキッド派遣か所数

第4期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画の方向性（概要）

《基本理念》

ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、
世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現できる社会づくり

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立するとともに、貧困という問題を抱える家庭においては、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例も踏まえながら必要な環境整備等を図り、ひとり親家庭の児童の健やかな育成が実現する社会づくりを目指します。

この計画では、以下の4つの基本目標を柱とし、ひとり親家庭の自立支援の具体的な取組を示しています。

基本目標1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実などの子育てサービスの充実を図るとともに、公営住宅の優先入居の推進など生活面への支援を行います。

また、就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、支援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。

1 保育サービス等の充実

＜具体的な取組＞

- 多様な保育サービスの提供
- 保育所の優先入所の推進
- 放課後児童クラブの充実及び減免の推進
- 保育料等の負担軽減の推進

2 子育て支援サービスの充実

＜具体的な取組＞

- ひとり親家庭の児童に対する学習支援事業
- 放課後や土曜日の教育活動の充実
- こども食堂の拡大及び取組充実
- 子どもの居場所づくりの支援
- 子どもの体験活動の機会の提供
- 地域子育て支援センター事業の推進
- ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の実施
- 子育て支援サービス情報等の提供
- スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実

3 生活支援の充実

＜具体的な取組＞

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 母子生活支援施設での支援の実施
- 公営住宅における優先入居の推進等
- 民間賃貸住宅における入居円滑化の推進
- ひとり親家庭等の生活支援
- 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組の推進

4 相談機能の充実

＜具体的な取組＞

- 母子・父子自立支援員による相談事業の実施
- ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施
- ひとり親家庭等福祉推進員による情報提供等の充実
- SNS等による情報提供
- 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定と取組の推進
- 市町村における自立支援プログラム策定事業の実施の推進

基本目標2 就業支援の推進

ひとり親は約9割が就業しているものの、収入が低い現状を踏まえ、ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面での支援の充実を図ります。

1 能力開発への支援

<具体的な取組>

- ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 資格取得のための奨学金制度の充実
- 就業支援講習会の実施
- 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施
- 技能習得期間中の生活資金の貸付け

2 就業の支援

<具体的な取組>

- 母子父子自立支援員による就業相談
- ハローワーク等と連携した就業支援
- ひとり親等の雇用に関する啓発活動
- 男女ともに働きやすい職場環境づくり

基本目標3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

国の養育費等相談支援センター等と連携し、養育費及び親子交流の取り決めや養育費の取得及び親子交流実施の促進に関する啓発や相談支援を行います。

また、相談に当たる母子父子自立支援員の資質向上を図ります。

1 広報啓発活動の充実

<具体的な取組>

- 広報啓発活動の推進
- 共同親権等の新制度の周知の推進

2 相談体制の確立

<具体的な取組>

- 母子父子自立支援員による相談機能の強化
- ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施（再掲）
- 弁護士等による相談事業の実施
- 養育費等相談支援センターとの連携・情報提供の推進

3 養育費確保及び親子交流の推進

<具体的な取組>

- 養育費の取決めの推進
- 親子交流の実施の推進

基本目標4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図ります。

また、各種経済的支援施策の周知を図り、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努めます。

1 各種手当の適切な支給

<具体的な取組>

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付け
- ひとり親家庭医療費助成の実施
- 災害遺児手当の支給
- 各種支援施策の徹底

2 教育費の支援

- 保育料等の負担軽減の推進（再掲）
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学援助
- ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給
- 高等学校等就学支援金の支給
- 高校生等奨学給付金の支給
- 鳥取県育英奨学資金の貸付け
- 高校生の通学費に係る助成
- 資格取得のための奨学金制度の充実（再掲）
- 各種奨学金制度の周知の推進

鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画を改訂します ～皆様のご意見をお寄せください～

- 鳥取県では、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るために、5カ年の「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しています。
- 第3期計画の計画期間が令和7年3月までとされていることから、このたび、第4期計画（計画期間：令和7年4月～令和12年3月）に向けた改訂の方向性を取りまとめましたので、県民の皆様からのご意見、ご提案をお寄せください。

■主な改訂の内容

1 子育てや生活支援の充実

- ・子ども食堂の拡大及び取組充実について、「体験活動」や「学習支援」などの活動充実とネットワークづくりを進めていくことを明記します。
- ・子どもの学習支援の利用促進のため、送迎支援の周知やオンライン授業の活用を進めます。
- ・各種施策の情報発信について、「SNSの活用」によるプッシュ型の情報発信を推進します。
- ・相談機能の充実について、「ひとり親家庭相談支援センター等による休日相談、特別相談の実施」を追加します。
- ・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例を踏まえた取組の推進」を追加します。

2 就業支援の推進

- ・達成目標として母子世帯の母、父子世帯の父の正規雇用率の向上目標を設定します。

3 共同親権の導入を踏まえた養育費確保等の支援の充実

- ・達成目標として養育費の受領率を設定します。
- ・離婚前後の父母に対する広報啓発及び情報提供を行うことを追加します。
- ・共同親権制度の導入を踏まえ、県が実施する弁護士等による相談事業を充実させていくことを明記します。

4 経済的支援の充実

- ・数多くある各種奨学金制度をより分かりやすくなるよう工夫して周知していくことを追加します。

改訂の方向性の閲覧方法

- ・県庁家庭支援課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/000.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送、ファクシミリ、ホームページのメールフォームでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由です。このチラシの裏面もご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》 鳥取県庁 子ども家庭部 家庭支援課

〒680-8570（所在地記載不要）

電話：0857-26-7869 ファクシミリ：0857-26-7863

電子メール：kateishieni@pref.tottori.lg.jp

第4期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画（素案）に対する 意見応募用紙

【 応 募 先 】

鳥取県子ども家庭部 家庭支援課

郵送：〒680-8570（住所の記載は不要です）

ファクシミリ：0857-26-7863

電子メール：kateishien@pref.tottori.lg.jp

ご意見欄	※項目が複数ある場合は、適宜紙を追加してください。

※ ご意見ありがとうございました。差し支えなければ下記もご記入をお願いします。

お住まい の市町村	※鳥取県外にお住まいの方は、市町村名のほかに県名も記入をお願いします。
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代まで <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代以上

令和6年11月8日
子ども家庭部家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証は、令和6年7月18日に社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）を設置し、これまで計3回の検証会議を開催しています。

この二次検証委員会は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会から引継ぎ、同じ検証委員で児童福祉審議会でも検証を継続することとなりますので、これまでの経過等について報告します。

1 二次検証委員会設置までの経過について

- ・児童養護施設の入所児童が、令和3年8月に施設内で自死を図り、その後、死亡した事案。
- ・本事案の原因究明及び再発防止に向けた検証を行うため、令和3年10月に外部有識者による「児童福祉施設の調査検証チーム会議（以下「一次検証会議」という。）を設置し、計10回の会議を経て、令和4年4月に検証結果報告書を取りまとめた。
- ・令和4年10月12日、県議会福祉生活病院常任委員会に、亡くなられた児童のプライバシー、御遺族の心情とプライバシー及び施設に入所中の他の児童への影響を配慮し、県内の児童施設に入所していた児童が、令和3年8月に死亡する事案が発生したこと、報告が遅れこの時期となったことを説明。
- ・同年11月17日開催の社会福祉審議会においても、議会への報告と同様の内容で報告を行ったところ、亡くなられた児童や御遺族のプライバシーに配慮して詳細までは説明できなかったことから、「本事案は、児童福祉専門分科会でより詳細な審議を行うよう」指示があった。
- ・令和5年1月31日から同年5月24日までの間、児童福祉専門分科会で計6回の審議を実施し、事案発生の報告が遅かったこと、事実の公表に関すること、また、既に行った一次検証会議の検証委員の人選に問題があった等、県の対応について様々な意見があった。
- ・令和5年9月7日開催の社会福祉審議会でも、児童福祉専門分科会での計6回の審議について、菅田児童福祉専門分科会長から検討状況が報告され、本事案については「新たな視点で再度の検証を行うことが必要」との結論に至った。
- ・その後、二次検証に係る検証委員の人選は、一次検証の委員人選に疑義を唱えられた児童福祉専門分科会主導で行うこととされ、最終的に令和6年7月2日に5名の検証委員を選任し、同年7月18日に、児童福祉専門分科会内に本事案に関する二次検証委員会を立ち上げ、これまでに計3回の検証委員会を開催している。

2 二次検証委員会の委員構成

氏名	所属等
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士
岩田 正明	鳥取大学医学部附属病院 精神科科長
長石 純一	鳥取市立病院 診療局長
藤原 正範	日本福祉大学 研究フェロー
河村 祐子	湯梨浜町民ミュージカル 代表者

3 これまでの開催状況

- 第1回検証委員会 令和6年7月29日（月）18時から20時
 第2回検証委員会 令和6年9月11日（水）10時から12時
 第3回検証委員会 令和6年10月16日（水）9時から12時
 第4回検証委員会 令和6年11月21日（木）9時30分から12時（予定）
 第5回検証委員会 令和6年12月23日（月）18時30分～20時30分（予定）

※二次検証委員会は、会議開催前に次回会議に向けてオンライン会議を実施している。

- 第1回二次検証委員会開催前のオンライン会議 7月10日（水）17時から18時
 第2回二次検証委員会開催前のオンライン会議 9月3日（火）19時から20時45分
 第3回二次検証委員会開催前のオンライン会議 9月27日（金）19時から20時30分

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会の審議状況について

令和6年10月21日
子ども家庭部家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会の開催状況について、報告します。

1 第1回令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）

(1) 日時 令和6年7月29日（月）18:00～20:00

(2) 出席者

＜二次検証委員会委員＞

岩佐委員、岩田委員、長石委員、藤原委員、河村委員

＜オブザーバー＞

小林社会福祉審議会委員長（以下「小林委員長」という。）

菅田児童福祉専門分科会長（以下「菅田分科会長」という。）

(3) 議事概要

- ・座長の選任を行い、互選により、岩佐委員が座長に選出された。
- ・令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案の新たな視点での検証について、本事案の概要と二次検証を行うに至った経緯等を事務局が説明し、二次検証の論点をどうするか等の議論を行い、岩佐座長から、改めて、各委員同士で意見を出し合い、論点や今後の進め方について整理した上で、検証を進めていく旨の方針が示された。
- ・7月10日に実施したオンライン会議において、岩佐座長から再検証を行うこととなった理由や、児童福祉専門分科会から提出された一次検証等への批判や問題点など、出来るだけ、生の意見を聴きたいと要請があったことから、小林委員長・菅田分科会長がオブザーバーとして参加した。

2 第2回二次検証委員会

(1) 日時 令和6年9月11日（水）10:00～12:00

(2) 出席者

＜二次検証委員会委員＞

岩佐座長、岩田委員、長石委員、藤原委員、河村委員

(3) 議事概要

- ・事案発生当時及び現在の当該施設の状況について事務局が説明。
- ・藤原委員から、児童福祉審議会の児童福祉法における法的位置づけや重大事案発生時の検証のあり方について説明。
- ・検証を進めていくにあたっての視点の確認
 ⇒二次検証実施にあたっての調査対象範囲をどうするか今後検討が必要であること、一次検証の検証委員の人选の是非や事案発生当時の施設運営体制の課題等について論点となることについて確認した。
 ⇒自死した児童の尊厳を中心に据えて、児童が何を望んでいたのかという視点で二次検証を進めて行くことについて、改めて委員間で認識を共有した。
 ⇒事案発生当時の当該施設の人員体制や医療との連携状況、入所児童の人数・年齢などを改めて整理する必要があるという意見があった。
 ⇒二次検証は一次検証で足りなかった観点や論点を補う形で進めていくことを確認した。

【検証委員一覧】

氏名	所属団体等
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士 ※座長
岩田 正明	鳥取大学医学部附属病院 精神科科长
長石 純一	鳥取市立病院 診療局長
藤原 正範	日本福祉大学研究フェロー
河村 祐子	湯梨浜町民ミュージカル代表者

(参考) 二次検証委員会開催前のオンライン会議の実施状況

＜第1回検証委員会開催前のオンライン会議（7月10日（水）17:00～18:00）＞

【参加者】岩佐委員、小林委員長、菅田分科会長、家庭支援課

【内容】

- ・菅田分科会長から、再検証を行う理由、分科会委員からの意見について岩佐委員に説明。
- ・小林委員長から、ラストメッセージである遺書をしっかり検証してほしいといった思い、社会福祉審議会への報告の遅れ等、県の対応の問題点を伝達。
- ・岩佐委員からは、検証は過失の有無ではなく子どもに対してどんなサポートができたのかを考えていきたい旨や、公表は必要な範囲で伝えていくという考えもあるが、遺族を第一優先で考えていくこと、再発防止策の対応状況の監督という観点からは必要に応じて検証結果を審議会などに情報提供することは必要となることなどを説明。
- ・第1回二次検証委員会では、再検証を行うこととなった理由や、分科会から提出された一次検証等への批判や問題点など、出来るだけ、生の意見を聴きたいと岩佐委員から要請があり、小林委員長と菅田分科会長が第1回二次検証委員会に出席することになる。

＜第2回二次検証委員会開催前のオンライン会議（9月3日（火）19:00～20:45）＞

【参加者】岩佐座長、岩田委員、長石委員、藤原委員、河村委員※岩佐座長の意向で事務局の出席はなし

【内容】

- ・今後の二次検証委員会は、一般には非公開とする。（正式には第2回で決を採る）
- ・二次検証委員会は、基本的に、委員会メンバーで独自に検証を重ねていくため、その他の者の出席は求めない。ただし、求めがあればいつでもご報告する。（社会福祉審議会・児童福祉専門分科会に対しても）
- ・第2回二次検証委員会の実施内容は、以下のとおりとする。
 - ①事案発生当時及び現在の当該施設の状態について事務局から説明。
 - ②藤原委員から、児童福祉審議会の児童福祉法における法的位置づけや重大事案発生時の検証のあり方について説明。
 - ③第3回二次検証委員会での調査着手に向けて、論点や聴き取り対象などについて、各委員による自由な議論を行う。

＜第3回二次検証委員会開催前のオンライン会議（9月27日（金）19:00～20:30）＞

【参加者】岩佐座長、岩田委員、長石委員、藤原委員、河村委員、家庭支援課

【内容】

- ・第3回二次検証委員会は、小林委員長、菅田分科会長、鳥取県から聞き取りを行う。
- ・聞取内容案は、岩佐座長・藤原委員が作成する。
- ・今後の聞き取り対象及びスケジュール(案)に基づき、当該施設の入所児童からの聞き取りをどうするのか(子どもへの負荷への懸念)、退職した当該施設職員への聞き取りが可能か等について、一次検証の際の聞取内容も確認しながら、二次検証委員会が聞き取りする事項の詳細を決めていくことを確認。

(調査予定案)

- ・審議会委員、鳥取県からの聞き取り
- ・当該施設の現施設長からの聞き取り
- ・児童相談所からの聞き取り
- ・施設職員等、未成年後見人からの聞き取り を順次実施していく予定

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会の開催状況について（追加報告）

令和6年10月21日
子ども家庭部家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案の二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第3回二次検証委員会を開催しましたのでその概要について報告します。

- 1 日時 令和6年10月16日（水）9:00～12:30
- 2 場所 鳥取県庁議会棟特別会議室（鳥取県鳥取市東町1丁目220）
- 3 出席者
二次検証委員会委員
岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV室長 西村耕一
ヒアリング対象者
 - ・鳥取県社会福祉審議会委員長 小林 勝年
 - ・鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会長 菅田 理一
 - ・県関係者
 - 子ども家庭部長 中西 朱実(令和3年度当時 子育て・人財局長)
 - 行政体制整備局職員人材開発センター所長 戸井 歩(令和4・5年度当時 家庭支援課長)

4 開催概要

一次検証会議の実施経過や一次検証報告書の公表の取扱い、社会福祉審議会への報告の経緯等に関する事実関係を確認するため、関係者から以下の事項について、ヒアリングを実施した。

<鳥取県社会福祉審議会 小林委員長へのヒアリング事項>

- ・一次検証会議の立ち上げはいつどういう形で知ったか、審議経過の報告があったか、報告があった場合はその時期と内容はどうか、一次検証報告書の内容は事前に知らされていたか、知らされていた場合はその時期と内容。
- ・この事案について、菅田分科会長と情報交換、意見交換はあったか、あったとすれば、その時期と内容。
- ・小林委員長が感じる一次検証報告書の内容、非公開決定に関する違和感の具体的内容について教えてほしい。
- ・二次検証で掘り下げてほしいこと、明確化してほしいことがあれば、その内容を教えてほしい。

<児童福祉専門分科会 菅田分科会長へのヒアリング事項>

- ・菅田分科会長が、一次検証会議の委員に選任された経緯（県からの説明など）、その時点で菅田分科会長は一次検証会議をどういう性格の会議であると理解していたか。
- ・一次検証会議を重ねるにつれ、検証に求められているものが何かについての考えが変化したか、変化しなかったか。変化したとすれば、どの時点であったか。
- ・児童福祉専門分科会長という立場上、同分科会と一次検証会議との関わりをどのように理解していたか。
- ・一次検証報告書で、良くできたと思う点と課題が残ったと思う点。
- ・一次検証報告書を非公開とすることについて、一次検証会議内で議論はあったか。
- ・一次検証報告書を非公開とした結果について、今はどう考えているか。
- ・社会福祉審議会と児童福祉専門分科会との過去の関わり方、この件でどうあれば良かったと思うか。
- ・二次検証で掘り下げてほしいこと、明確化してほしいことがあれば、その内容を教えてほしい。

＜子ども家庭部 中西部長、行政体制整備局職員人材開発センター 戸井所長へのヒアリング事項＞
※県関係者へのヒアリング項目は共通内容であるが、ヒアリングは別々に実施した。

- ・本件が発生した際、県において検証が必要であると判断した経過や理由について教えて欲しい。
- ・検証のための組織は、県のどの部局の組織下にあったのか。
- ・検証組織をどのようにするのか（社会福祉審議会内に部会を設ける等審議会の組織下で行うか、別組織とするのか）について、県内部において、具体的な検討をしたか、検討したとすると、社会福祉審議会下ではなく、県の直轄として組織を置いた理由を教えて欲しい。
- ・検証委員の人選について、どの分野からどのような専門家を依頼しようと考えたか。具体的な人選をするためにどのような方法をとったか。また利害関係についてはどのような点に留意したのか。
- ・検証について、どのような観点から、どのような事項の検証を依頼するのか、県と一次検証会議との間で何らかのやりとりがあったか。
- ・一次検証会議を設置したこと、検証会議の開催状況、一次検証報告書の公表について、県ではどのように協議がなされたのか。一次検証会議においては検討がなされたのか。関係者から、この事案の公表に関することについて、慎重に扱われたい旨の申入れがなされているが、この申入れについて、県はどのように対応したのか。
- ・一次検証会議の設置、開催、一次検証報告書の提出及び内容について、社会福祉審議会や児童福祉専門分科会に報告をしたか。報告すべきかどうかについて県内部で検討をしたか。仮に検討したとすると、どのような内容であったのか。
- ・菅田委員は、児童福祉専門分科会長でもあり、一次検証会議の委員でもあったが、児童福祉専門分科会なし、社会福祉審議会への報告について議論はされたのか。
- ・一次検証報告書を「公表」していないとしても、どの範囲で報告書の情報は共有されているのか。また、その概要についてはどの範囲で共有されているのか。
- ・一次検証報告書で提言された事項について、それぞれ、現在の対応状況を教えて欲しい。対応が困難な事項があれば、困難である理由もあわせて教えて欲しい。

5 その他

- ・第4回開催日は、令和6年11月21日（木）に決定した。

鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案に係る児童支援部会での検証状況について

令和6年11月8日
子ども家庭部子ども発達支援課

鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会における鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証状況について報告します。

1 検証の目的

平成30年12月28日、鳥取県立皆成学園（以下「学園」という。）に入所していた児童（以下「本児童」という。）が、入浴中にてんかん発作を起こしたことにより死亡（溺死）した事案について、本児童とその保護者の視点に立って発生原因を分析することにより、重大事故発生時の公表の在り方、重大事故発生後の保護者への対応、必要な再発防止策等を検討することを目的とする。

【児童支援部会の構成】

区分	氏名	所属団体等
部会長	田村 和宏	立命館大学産業社会学部教授
委員	小野澤 裕子	鳥取市子ども家庭局長兼子ども未来課長
	加藤 由利	母子生活支援施設のぞみ副施設長
	菅田 理一	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授
	田中 俊幸	元鳥取県民生児童委員協議会理事
	前垣 義弘	鳥取大学医学部脳神経小児科学分野教授
	水野 壮一	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長
	森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会理事
	渡邊 大智	川中・野口法律事務所弁護士
県 (事務局)	中西 朱実	鳥取県子ども家庭部長
	林 裕人	鳥取県立皆成学園長
	松本 剛志	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課長

2 児童支援部会の概要

(1) 開催状況

開催回	開催日	議 事
第1回	令和6年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選任 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について 本事案の概要等について 本事案における検討課題の抽出(案)について
第2回	令和6年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童の支援体制について
第3回	令和6年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童の支援体制について 事故発生時の対応について 本事案の情報共有について
第4回	令和6年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> 本事案の情報共有について 本事案の公表、検証について
第5回	令和6年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学 本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果報告 本児童の保護者への対応について 総合的な体制について
第6回	令和6年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)について
第7回	令和6年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)について

(2) 本事案における検討すべき課題

- ①入所児童の支援体制に関すること
 - ・設備、職員配置、入浴支援の実施方法、各種マニュアルは適切であったか
 - ・入所時の医療情報の引継ぎ、主治医、学校、保護者等との情報共有の状況は適切であったか
 - ・てんかんのある児童への支援体制及び支援方法の変更は適切であったか
- ②事故発生時の対応に関すること
 - ・事故発生時の対応は適切であったか
 - ・事故発生時の職員間の連絡・連携体制は適切であったか
- ③本事案の情報共有に関すること
 - ・本事案の職員間・組織内の連絡・連携体制は適切であったか
- ④事案の公表、検証に関すること
 - ・本事案の非公表に係る検討は十分になされていたか
 - ・本事案の検証体制は適切であったか
 - ・本事案の検証は十分であったか
 - ・重大事故発生時の公表等はどうあるべきか
 - ・本事案に係る過失の有無や損害賠償の要否の検討は十分であったか
 - ・再発防止策と現状の課題はどうか
- ⑤本児童の保護者への対応に関すること
 - ・本事案発生直後の対応は適切であったか
 - ・本事案発生から一定期間経過後の対応は適切であったか
 - ・補償等に係る説明はされていたか
 - ・保護者とのより良い関係を築くための対応はどうあるべきか
- ⑥総合的な体制に関すること
 - ・施設の現状や子ども達の状況に応じた対応を含めた体制はどうあるべきか

(3) 主な検証結果等

検討課題	検証結果	再発防止に向けた意見等
①入所児童の支援体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴サービスのマニュアルにおいて、てんかんのある児童の入浴時には浴室で見守ることになっていたにも関わらず、本児童の日常の様子から見守り支援が必要という認識が職員になかった。結果、単独で入浴させたことにより、本児童の発見が遅れ、死亡に至った。 ・マニュアルに沿った支援をしていないのは、落ち度があったと言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルを遵守すること。マニュアルに例外規定を設ける場合は、例外を限定列挙することで、対応の漏れを防ぐこと。 ・入所児童の病状、障がい程度又は発達状況に適した入浴設備を検討し整備すること。 ・入浴中の事故の感知や緊急連絡を迅速に行う機器等の設置を検討すること。
②事故発生時の対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・発生直後の学園内では、考える対応がなされていたが、その後は組織的な対応ができていなかった。 ・対応は学園主体であり、主管課の支援がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設だけの対応とせず、主管課が施設の対応をサポートすること。
③本事案の情報共有に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・本児童が学園に入所した際に関係機関からの引継ぎ情報が十分でなく、入所後のアセスメントも不十分だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病状や障がい状況を把握する際に漏れがないよう、予め確認すべき事項を整理しておくこと。

検討課題	検証結果	再発防止に向けた意見等
④事案の公表、検証に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に過失がないという判断は、十分な検証等もないまま行われており、時期が早かった。 ・ 死亡事案の公表や検証、補償に係る意思決定過程が不明瞭である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公表や補償も含めて重大事案発生時のガイドライン、対応事項のチェックリスト等を整理しておき、進捗管理をすること。
⑤本児童の保護者への対応に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学園と本児童の保護者の間に、信頼関係が構築できておらず、死亡後のやりとりが円滑に進まなかった可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との良好な関係を構築するための方策を検討し、実施すること。 ・ 状況によっては、学園ではなく、弁護士などの第三者が対応することも検討すること。
⑥総合的な体制に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルが多いため、整理し、効果的に運用する仕組みが必要である。 ・ 特別な支援が必要な入所児童が増加した場合でも、現在のマニュアルで対応可能か検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学園が整備する各種マニュアルについて、総括的なものを作成した上で個別事情を反映させるやり方や、職員が常時確認しやすい提示方法、業務遂行状況のチェックシステムなどを工夫すること。 ・ 障がい、病状、行動障がい等、様々な様相を呈する児童が入所する施設であることを踏まえ、マニュアルの遵守が可能となる人員配置を行うこと。

中・高校生など若い世代や社会全体に向けて保育の仕事の魅力を発信するため、夏休みに合わせて様々な企画に取り組みましたので、その概要を報告します。

1 保護者等から保育士への感謝のメッセージの募集・公表

保護者や園児等から保育士（幼稚園教諭、保育教諭を含む）に感謝の気持ちを伝えるメッセージ投稿を募集し、投稿されたメッセージ内容を、市町村及び保育施設を通じて現場の保育士に直接フィードバックしました。また、子育て王国アプリで配信したほか、今後、各種イベント等でのパネル展示等で広く紹介し、保育の魅力発信に繋げていきます。

(1) 投稿内容

施設所在市町村名、投稿者名（匿名可）、保育施設名、感謝・応援メッセージ（100字以内）
※公表にあたっては、施設や個人が特定できる記載については一部非公表にしています。

(2) 投稿期間 7月18日～8月31日

(3) 投稿件数 187件

2 中高生を対象とした保育のおしごと体験

県内の中・高校生を対象として、保育所等での仕事体験を実施しました。

(1) 実施日 7月25日(木)、30日(火)、8月1日(木)、6日(火)

(2) 参加者 延べ150名（中学生73名、高校生77名）、県内18施設で受入れ

(3) 参加した生徒の声

- ・保育士さんたちは、大変な事がたくさんある中で頑張る子ども達を支えていて、とても立派なお仕事だと感じました。（中学1年）
- ・今回の体験を通して先生はやっぱりすごいなと感じました。本格的に保育士を目指したいと思いました。（中学3年）
- ・体験を通して保育士への興味が前よりもっとわいてきたので、将来の選択肢にしたいと思いました。（高校2年）



3 保育の魅力発信フェス

広く親子や一般県民を対象として、保育の仕事に触れることができるイベントを、鳥取市男性保育士会「じゃんぐる☆じむ」と共催で開催しました。また、運営に携わる高校生ボランティアを募集し、2名の方に参加いただきました。

(1) 開催日 8月11日（日）鳥取砂丘こどもの国

(2) 内容 ・あそびのコーナー（けん玉、こま回し、缶バッジ作成）
・おはなし会 ・コンサート

(3) 参加者 延べ426名（高校生ボランティア2名参加）

(4) 参加した高校生ボランティアの声

- ・子どもと全力で触れ合う男性保育士を見て、自分もこんな保育士になればいいなと思った。
- ・子どもができない事をそのままやり方を教えるのではなく、工夫して教える事の大切さを知りました。



4 保育の魅力発信に係る今後の主な取組（予定）

(1) 中高生を対象とした保育のおしごと体験

11月1日（金）、22日（金）に開催予定（中学校・高校の体験的活動等休業日（家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日）に合わせて開催）

(2) 保育の魅力発信フェス

10月14日（月・祝）に米子市児童文化センターで開催予定

(3) 中高生向け保育の仕事につくためのガイドブックの作成

中・高校生に対し、保育の仕事の魅力や保育士になる方法を分かりやすく紹介するため、イラスト作成に米子高校漫画研究部（令和5年度まんが甲子園最優秀賞を受賞）の協力をいただき、「とっとりで保育の仕事につくためのガイドブック」を作成します。

（令和7年3月頃に県内中学校・高校や各保育施設等に配布予定）

せんせい、いつもありがとうございます

～保育士のみなさんへ 感謝のメッセージ～

先生方がとても優しく気を使ってくださったり、一人一人を大切にされている事が伝わってきます。小さい子から卒園児まで温かく接してもらえホッとするしいつでも相談しようと思える場所になっています。感謝です。(鳥取市、名無し)

日頃から感謝の気持ちでいっぱいです。地元関西から離れて暮らしておりますので気軽に頼れる親族がいない中、息子と私にいつも笑顔で挨拶してくれる先生方がいる事が私の心の支えです！いつも有難うございます！(米子市、SUNさん)

毎日の活動や制作等、「どうやったらそんなアイデアが思い浮かぶの!？」と驚くような趣向を凝らしたもののばかりで、感動しています。保育士の先生は、初めての子育ての親にとっては特に心強い存在です。(境港市、みむさん)

いつもありがとうございます！朝と帰りに先生の顔を見るといつも安心します。いろんな遊び、優しい声かけ、全てに感謝しています。これからもよろしくお祈りします！(八頭町、かあさんさん)

賑やかな教室で、恥ずかしがり屋な我が子の小さな声にもすぐ反応し、優しく対応して下さる担任の先生方。他のたくさん先生にも笑顔で名前を呼んで貰え、すぐに保育園が大好きになりました。本当に感謝しています。(日吉津村、もちもちさん)

赤ちゃんの頃からお世話になっている娘は、先生方が大好きです。いつも子どもの気持ちを大切に、それぞれのペースに寄り添ってくださる先生方に感謝でいっぱいです。いつもありがとうございます！(鳥取市、ぎょうざさん)

子どものちょっとした事もたくさん報告して頂き、様子や成長がよくわかり嬉しい安心です。毎日の遊びやイベントもたくさん準備を頑張ってくれて下さり安全に過ごさせています。いつもありがとうございます！(米子市、名無しさん)

毎朝玄関で笑顔で出迎えてくれて、子どもが楽しく通園してくれています。毎日子ども達を注意深く見て気が抜けないと思いますが、一緒に日々の成長を共感したり、相談にも乗って下さり、感謝の気持ちでいっぱいです。(三朝町、3児の母さん)

毎日保育園行きたい！〇〇した！先生大好き！など保育園での出来事を教えてくれるので、本当に今の園に預けてよかったなと思います。育児についての相談事も聞いて下さり感謝でいっぱいです。ありがとうございます。(日吉津村、かいかいさん)

いつも丁寧に保育していただきありがとうございます！担任の先生はもちろん担任以外の先生もたくさん声をかけて下さりまた子供の様子を細やかに見てクラスの言葉かけで成長と一緒に見守ってもらえ感謝しています。(鳥取市、tomoさん)

色々な特性をもっている長男ですが、本人の意思を尊重しながら、みんなが楽しく園生活を送れるよう様々な工夫をしてくださってありがとうございます。次男は熱があっても玄関で靴を履くくらい保育園大好きです。(倉吉市、たくりんさん・ひかりんさん)

せんせい、たくさんだっこしてくれてありがとう。こわいとき、てをつないでくれてありがとう。えほんをよんでくれてありがとう。せんせいみたいになりたいからほいくしさんをめざします。ゆめをくれてありがとう。(湯梨浜町、卒園生さん)

「...先生と...先生と遊んだ。」と教えてくれる子ども達。毎日お友達の名前よりも先に先生方の名前が出てきて、心から信頼してるし好きなんだなあと感じて感謝しています。いつも本当にありがとうございます。(大山町、すばなるさん)

2歳の息子のママです。色々な言葉を少しずつ覚えて喋り出しました。子どもの気持ちが分からず困ることがありますが、先生方から学んだことを家で披露する姿を見ると嬉しくなります。先生方ありがとうございます！(米子市、のりんごさん)

先生方の温かい見守りのおかげで、子どもが楽しく学び、日々のびのびと成長しています。子どもの理解にも努めて下さり、子育てで悩む場面でも先生の一言で救われることが多いです。いつも、ありがとうございます！(倉吉市、SORAさん)

時間や人手が限られた中でも、いつも園児や保護者のことを思って業務をしてくださりありがとうございます。異なる学年で園児が交流できて遊んだお友達の名前を覚えてきて家で教えてくれるので通園が楽しい。(若桜町、若鬼くんさん)

夢中のガンダムを通して先生と繋がるわくわくを体感中の息子。自分の好きをわかってもらえることの喜びを教わった彼。いつか誰かの好きへ心をむけて寄り添える。そんなバトンを受け継いでいくのだと感じます。感謝。(琴浦町、ちいトト口のお母さんさん)

先生方には感謝しかありません。家ではなかなか出来ないことを子供達に経験させて下さりありがとうございます。毎年発表会や運動会も、準備が大変だと思います。子供達のためにありがとうございます。(伯耆町、名無し)

※全187件の投稿メッセージより抜粋